

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年10月町田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができ  
る。

2 災害援護資金は、無利子とする。ただし、保証人を立てない場合の据置期間経過  
後は、延滞の場合を除き年1パーセントの利率とする。

3 保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、  
その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「〔または、半年賦償還〕」を「、半年賦償還又は月賦償還」に  
改め、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、免除、一時償還及び違約金並びに収入又は資産の状況の報告  
等については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条  
及び第12条の規定によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この  
条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害  
援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の  
世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、無利子とする。ただし、保証人を立てない場合の据置期間経過後は、延滞の場合を除き年1パーセントの利率とする。</u></p> <p>3 <u>保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、免除、一時償還及び違約金並びに収入又は資産の状況の報告等については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p><u>(利率)</u></p> <p>第14条</p> <p><u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還〔または、半年賦償還〕とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金および償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>